

東南アジアの企業形態概観

岡本善八

一

昭和三四年の国際収支の実情よりするも、わが国の貿易事情が好転しつつあることは疑を得ないが、昭三三年度に例をとると、(1)米・加地域……三三%、(2)アジア地域……二八・七%、(3)アフリカ……一一・四四%、(4)ヨーロッパ……一〇・七六%、(5)中南米……七・〇三%、(6)中近東……四・八八%、(7)オーストラリア・ニュージールランド……三・四一%、(8)ソ連・東欧……〇・五%の地域比を示している。前述の如き輸出市場のうち、アメリカは第一位を示しているが、これ以上の輸出の大幅増加については過大の期待をかけることは困難であり、国際的地位との関連においても他地域に貿易市場を求めることが望ましい。この点、近時対欧貿易拡大の主張もなされていることも充分の理由があるが、現在こそ当該国の外貨事情のため直ちに期待を懸けることは困難であるものの、長期的な観点からするならば、地域的にも将来アジア地域につき友好的な取引が活潑に行われる可能性もないではない。かかる実務的要求を考慮するときは、従来わが国において必ずしもその知識が豊富でない、アジア地

域その他これに準ずる地域につき、その企業形態を対外投資又は取引に関する問題につき、比較法的に考察することはかなりの実益があることである。この点、近年コロンビア大学研究計画「国際共同営業活動」(「Joint International Business Venture」)の一環として、「対外投資の法的諸局面」(「Legal Aspects of Foreign Investment」, 1959, edited by Friedman and Pugh)の出版をみるに到っている。同書は、対外投資に必要な法律問題、すなわち企業形態、外資関係法、税法、時には独禁法等の諸問題を、各国学者の分担執筆により四十ヶ国に涉って比較法的に考察したものである。ただ取扱の範囲が対外投資の困難な共産主義国家を除いていること、ならびに典拠たる条文の条数が省略せられることから若干の不満が残らないわけではないが、言語による障害を思うとき概括的ながら、この程度においても、企業形態を比較的に理解することも無意味ではないと考えるので、同書のうち、特に企業形態に関する事項の若干を紹介することとする。

二

(一) タイ

タイにおける企業組織法の主要な法源は、民商法典(一九二三・一九三五改正)の第三篇第二十二章である。ここでは、個人営業・組合・株式会社が規定せられる。

(イ) 組合 組合には、一般組合(ordinary partnership)と、有限組合(limited partnership)がある。前者は、共同・無限

責任を負う組合員より成り、設立の登記は任意である。もし登記せられる場合は、次の事項が登記事項である。(1)組合の商号、(2)目的、(3)本店および支店の所在地、(4)各組合員の氏名・住所・職業、(5)業務執行社員を特に選任するときは、その者の氏名、(6)権限につき制限を加えるときは、その制限、(7)組合に対し拘束力を生ずる印章、その他の任意の事項である。後者は、無限責任社員と出資額を限度とする有限責任社員より成る。有限組合は、登記を必要とする。登記事項は、一般組合のそれのほか、(1)組合が有限組合である旨の記載、(2)有限責任社員の出資額、がある。

(四) 株式会社 株式会社は、均等の株式に分たれる資本を有する会社である。設立に当っては、七人以上の発起人により、左の事項を記載する定款を作成し、署名されねばならない。(1)商号、但し最後に「有限」なる語を付することを要する、(2)本店所在地、(3)目的、(4)社員の有限責任たる表示、(5)会社が登録せんとする資本の額、および株式数、(6)発起人の氏名・住所・その引受株式数。基本定款は、最少二通作成せられ、発起人による署名を要するが、その署名は二人の証人により立証されねばならない。その一通は登記所に保管せられる。会社の登記申請については、次の事項につき申告せねばならない。(1)引受或は割当済の普通株および優先株の株数、(2)金銭以外の対価による完全又は部分払込の普通株および優先株の株数、部分払込のときは払込済とみなされる部分、(3)現金払込における各株式についての払込額、(4)株式売却による総金銭対価、(5)取締役の氏

名・職業・住所、各別に業務を執行するときはその権限、共同署名が会社を拘束するときはその取締役の数および氏名、(6)存続期間、(7)本店および支店の所在地のほか、付属定款あるときはその謄本および総会議事録が、少くとも一人の取締役の認証付で提出されねばならない。

商社は、タイ国語による二通の会計書類を作成し、営業所に常置することを要し、送状、領収書複本その他の収入印紙を付する書類は、五年間保存を要する。株式会社は、毎年度監査済の貸借対照表を作成し、その謄本を各株主に送付せねばならず、また持参人式株券所有者のため営業所に備置せねばならない。

会社は営業年度終了後四月以内に定時総会を招集せねばならない。貸借対照表・営業報告書の承認を必要とし、又株主総会および取締役議事録につき作成義務が課せられている。利益配当は総会の決議によるが、その営業状態よりして取締役は仮配当をなしうる。配当は、利益中より損失を填補し、資本の一割に達する迄年度利益の五%以上を控除せるものについてなされる。

(イ) 外国会社商業登記法(一九三六・一九五六改正)によれば、外国商社支店をも含め、すべての商事営業は、営業開始後三十日以内に経済大臣に登記せねばならない。外国会社については、外国会社のタイにおける代表者を定めねばならない。その他、資本の増減・業務上の変動・その他構造上の変動が登記せられねばならない。一九四五年商業銀行法によれば、外国銀行の営業許可申請の爲には、次の書類を添付せねばならない。(1)銀行の登記済証、(2)基本定款および付属定款の謄本、(3)銀行

がその本店所在地法に基き設立せられた証明、(3)申請前年度末における会社の営業状態を示す認証せられた年度報告書。また銀行は貸借対照表および損益計算書を公開することを要するが、外国銀行については、本店における公開後合理的期間内になすことを要するが、特別の事情なき限り営業年度後三月をこえ得ない。

(四) ビルマ

企業組織法の主要な法源は、一九三二年組合法、および一九一三年ビルマ会社法である。

(イ) 組合 組合は、「総組合員のために、その全員又は一部によりなされる営業の利益を配分することを約した人的結合」である。法人格を有しない。わが合名会社と異なり、法人会社も組合員となり得るし、組合も他の組合員となりうる。組合が他の組合員となるときは、前組合の組合員各自が個人的資格において後組合の組合員となる。法人会社相互が組合員となる場合は、決定的ではないが、各株主が同様個人的に組合員となると解する有力な見解がある。外国企業との組合結合も可能である。組合員は、組合員当時の組合債務につき連帯無限の責任を有する。なお特に、ビルマにおいては、有限責任社員を含む組合の設立を認める法が存しないことに留意すべきである。組合は、原則として、何らの方式を要しない。ただ主要商業都市である Rangoon, Mandalay, Akyab, Moulmein, Tavoy においては、登記なき場合は第三者に対抗し得ない特則がある。

(ロ) 会社 会社は、公会社と私会社に分たれる。公会社は消

極的に私会社でない会社を意味する。公会社においては、七人以上の発起人が定款に署名かつ登記することにより設立する。それらは、更に株式会社・保証責任会社・無限責任会社に分たれるが、株式会社は通常であり、株主は引受額・一部払込の場合に残額についてのみ責任を有する。保証責任会社は、会社解散に際し、会社に拠出することを約した限度において社員の責任が存するものである。無限責任会社は、各社員が無限責任を負う。株式会社における基本定款の記載事項は、次の事項である。(1)会社の商号、但し末尾に「有限」なる語を付すること、(2)本店がビルマ国内にある旨の表示、(3)目的、(4)社員の有限責任なる旨の表示、(5)登録資本額および株式数および株式額、(6)引受条項。会社は株式発行前において、目論見書もし発行しない時はこれに代わる書類を登記吏に届出ることを要し、更に最少引受額を充し、その少くとも五%は現金で払込まれていることを要する。優先株・劣後株・賞与株等の種類株を發行しうるが、定款によりその権利変更が認められる場合に、その種類株主の決議を要し、それに不服な十分の一以上の株主は失われた権利の変更を裁判所に請求しうる。株式払込については、現金のみならず、労務・現物も可能である。但し現金以外の場合には、これに関する契約書を検査の為登記吏に提出せねばならない。なお会社は引渡により移転する仮株券 (a share warrant) を發行することができ、定款によりその所持者を会社構成員として取扱得るが、その定めある場合の取締役の資格株には算入しない。取締役は、三名以上より成る。

会社は、計算書類を本店に備置する外、定時総会において会計監査役の監査書類付の貸借対照表・損益計算書の承認を受け、かつそれらを登記吏に届出なければならぬ。また会社は特別決議により検査役を選任しうるほか、発行株式の十分の一を下らざる少数株主の申請により政府が検査役を選任することもある。配当は、年度利益又は未配当利益からのみなされる。配当は株主総会の決議によるが、取締役の提出した議案の配当額を上廻り得ない。

社債には、(1)無担保社債、(2)担保付社債、(3)信託付社債があり、(2)については登記を要し、(3)は担保財産が受託者に信託される社債であるが、ビルマでは余り行われぬ。以上のほか訴を提起した社債権者は担保財産の管財者の選任を裁判所に請求しうる。社債権者もまた株主と同様に会計書類の受領および閲覧権を有する。

私会社は二人以上の社員より成るが、定款により、(1)株式についてはその譲渡を禁止し、(2)従業員のほか社員は五十人を超えず、(3)株式・社債については公募を認めない会社である。その他、公会社は取締役三名を要するのに対し、取締役の選任がなされないことも可能である。また公会社では、目論見書記載の申込がなされる迄は、株式を割当て得ないが、私会社では設立と同時に持分の割当がなされ、また営業開始又は借入能力付与についても簡易であるほか、計算書類謄本の株主に対する送付・登記吏に対する謄本届出が不要である。

(イ) 外国会社 ビルマにおいては、会社設立については、設

立準拋法主義を採用しているが、内国営業については、一九五五年ビルマ会社改正法（一九五五年・法二三）により国際貿易については、首相の承認を要するに至っている。同法は、外国会社につき、(a)ビルマ会社、または一九五〇年特殊会社法の下に設立せられた特殊会社以外の会社、あるいは(b)ビルマ国外において設立せられ、ビルマ国内に営業所を有する会社を意味する、とする。然しながら、内国会社の定義として、(a)資本を有する会社については、全資本が常にビルマ国民により保持かつ統御せられる会社、(b)資本を有せざる保証責任会社にあつては、常にビルマ国民により保持かつ統御せられる会社、と解することからして、ビルマ会社の株式が外国人に移転するときは、外国会社となり、二一日内に登記吏に届出がなされねばならない。尤も外国に設立せる会社の全株式がビルマ国民に移転しても、内国会社とはならないが、会社は届出義務がある。

外国会社は、まず営業許可につき、次の事項を届出ねばならない。(1)(a)外国会社については、株主の名称・住所・国籍、(b)ビルマ国民および外国人の株主数、(2)(a)本店所在地、(b)ビルマ国内の主たる営業所、(3)目的、(4)(a)資本および株式数、(b)種類株が発行せられるときは、その表示および権利、(c)ビルマに導入せらるべき資本額、(d)株式の議決権に差別あるときは、その差別、(5)(a)債務あるときは、債務額、(b)債務につき限度あるときは、その限度、(6)許可継続期間、(7)代表者および取締役の氏名・住所・国籍、(8)取締役の数・選任方法・権限、(9)現在の取締役の氏名・住所・国籍、(10)発起人の氏名・住所・国籍、(11)営業開始前

の払込金額および資本に関する法定要件を充す旨の記載。かかる営業許可は、税法又は為替管理法等の違反により取消されう。その他、従来の規定により、定款その他の会社設立を示す書類およびビルマ内に営業をなす旨の届出をなさねばならない。

外国で設立せられた会社の株式の発行又は発行の申込については、会社改正法の下においても若干の制限が課せられている。すなわち、外国において設立せられ、又は設立せられんとする会社は、ビルマに営業所を設置すると否とを問わず、業務体の決議により承認せられたものとして、議長および他の取締役二名により認証せられた目論見書の謄本を予め登記吏に届出るのでなければ、何人も株式申込又は社債申込のために提供せられる目論見書の発行・流布・配布をなすことを得ない。目論見書には、登記吏に対する届出の事実、および目付を記載せねばならない。株式又は社債の申込書の発行については、かかる目論見書の謄本の添付を必要とする。また外国で設立せられた会社の株式につき、個別的に買入勧誘をなすことを得ず、これに違反するときは、一〇〇キヤトを超えない罰金に処せられる。

外国において設立せられた会社は、設立国において解散せられるのを原則とするが、外国会社がビルマに営業所を有するときは、ビルマ裁判所は未登録株式会社としての強制清算命令をなす管轄を有する。これに対し、外国において設立せられた会社は、ビルマにおいて任意的清算をなすことを得ない。

(三) ヒリップピン

ヒリップピンにおける主要な企業組織法の法源は、ヒリップピン

会社法(法一四五九)である。これは、アメリカ占有が除かれた当時の立法機関であるヒリップピン委員会により制定せられ、一九〇六年四月一日に施行せられたが、若干の修正が加えられている。

(イ) 組合 組合は、法人会社と同じく、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)に対し、その定款の届出および登録をなすことにより団体性を取得する。一般組合(General Partnership)の場合は、各組合員が人的責任を負担し、有限組合(Limited Partnership)は、無限責任組合員と有限責任組合員から成る。かかる組合員の責任の他、法人会社と異なる点は、次の諸点である。(1)組合の存続期間は不確定であるが、法人会社は生命保険会社を除き、五十年に限定せられるが、一般組合員については個人取得となる。(2)取得税につき、法人および有限組合は、団体自体に課税せられるが、一般組合員については個人取得となる。(3)法人会社においては、設立以前に一定額の資本につき払込を要するが、組合にはかかる要件はない。(4)組合については、他のすべての組合員の承認なくしては加入し得ない。

(ロ) 株式会社

五人以上五十人内にして、その多数がヒリップピン住民である発起人が、証券取引委員会に対し、基本定款に、当初の株式引受人により選出せられた会計検査役(Treasurer)による授權資本・引受額・払込額についての証明書を添付し、届出をなし、委員会が審査の上設立証書を発行することにより、会社は成立する。引受額は授權資本額の二〇%を下り得ず、払込額は総引

受額の二五%を下り得ない。払込は、現金・現物のみならず、労務も亦許される。会社は成立後一月内に付属定款を作成し、また二年内に営業を開始することを要する。会社経営は五名以上十一名以内の取締役より成る取締役会によりなされる。取締役は、少くとも一株を有し、そのうち二名はヒリップピン住民であることを要する。取締役中より社長が互選せられる。

各株主は、合理的時間において、自ら又は代理人により、会社の帳簿および書類閲覧の権限を有するほか、一九五八年六月六日証券取引委員会規則により、毎会計年度終了後三十日以内に社長および会計検査役の認証せる会計書類の提出を命じている。利益配当については、会社法一六条により、「いかなる株式会社も営業より生じた剰余利益によることなくして配当をなすことを得ず、また債務弁済の後に、かつ存続期間の終了又は合法的解散原因により会社が解散するものでなければ、株主に対し資本財産を分配し得ない」とするが、証券取引委員会は、プレミアム付額面株の発行より生ずる資本剰余金による株式配当を認める。配当の時期方法は取締役会の定めるところによるが、株式配当については、総員の三分の二以上による議決を必要とする。

株主保護については、証券取引法（法八三）が存する外、次の如き権利がある。(1)他の企業に対する投資・目的外営業・決議による種類株の変更・営業譲渡の場合、不服の株主が四十日以内に不服を述べた後、価格決定後三十日以内に買取請求をなす権利、(2)書類閲覧権、(3)代表訴訟権。但し事情により不必

要な場合でなければまず取締役会に訴を提起すべき旨を請求せねばならない。(4)代理投票は認められるが、その期間は五年を超え得ない。

(イ) 外国会社 ヒリップピン商法第一二条第一二項によれば、「ヒリップピンにおいて支店を設置せんとする外国団体は商業登記吏〔現在では証券取引委員会〕に対し、その定款・必要書類・ヒリップピン領事により発行せられたその会社が所屬国法により設立かつ承認せられた旨の証明書を提出し記録せねばならない」とせられる。

(四) インド

インドにおける企業組織の主要法源は、インド組合法（一九三二・法九）および、インド会社法（一九五六・法一）である。後者もまた英国会社法にその範を採っている。

(1) 会社 法は、登記に関し次の三種の会社を認める。(1)株式会社、(2)保証責任会社、(3)無限責任会社。また二十人以上（銀行については十人以上）より成る組合は登記なくして商業をなし得ない点に留意すべきである。その(1)および(2)については、公会社と私会社と分たれ、私会社は、社員五十名以内・持分譲渡制限の可能・持分証券禁止の特質を有する。保証責任会社において資本を有するときは、社員は保証責任のほか、未払込金の払込義務を有する。無限責任会社は、会社債務につき無限の人的責任を負う。

公会社は、七人以上（私会社は二人）の発起人の署名せる定款の届出に基き、登記吏が審査後設立証書を発行することによ

り設立せられる。営業開始については、私会社と異なり、取締役又は秘書役は、最少引受額・取締役の資格株の引受等の必要条件が充された旨の正当なる文書を登記吏に届出をなし、営業開始許可書の発行後になされねばならない。

株式には、普通株・優先株があり、後者には、配当又は残余財産に関するもの、また累積的又は参加的優先株がある。種類株の変更につき不服なその種類株主の十分の一以上の者は、更に裁判所にその決定を申請しうる点は後述する。株式会社については、償還株式があるが、償還後一月内に登記吏に届出をなすを要し、かつ既発行の優先株式を償還株式に変更することは許されない。新株発行・株式の併合・分割により定款の資本に関する事項の変更が会社に認められるときは、一月後に、特に新株発行の場合は、総会決議後一五日以内に登記吏に届出がなされねばならない。尤も第八一条の規定に基き、未発行株式あるときは、資金需要に応じ、その全部又は一部を発行しうる。株式対価としては、現金以外に、現物・暖簾・技術も許されるが、株式発行検査官 (the Examiner of Capital Issues) の検査を要する。

株主その他の投資者保護は、特に一九五六年法が考慮した点であるが、次の如き制度がある。(1)種類株主の権利変更については、定款記載のほかその種類株主の四分の三以上の決議を要し、それに不服な十分の一以上の株主は、二一日以内に裁判所に決定を求めうる。(2)減資については、四分の三以上の株主の決議のほか裁判所の承認を要する。(3)計算書類の閲覧・交付請

求権。(4)議決権の二十分の一以上の株主、またはその払込金が一〇万ルピーを超える一〇〇人以上の株主は、その費用を供託して、次期の定時総会においてなさるべき決議事項を全株主に通知すべきことを文書を以て請求しうる。(5)配当は、利益からのみなされるのを原則とするが、建設費調達のため定款および特別決議に基き株式が発行される場合は建設利息の制度が認められる。但し支払には中央政府の承認を要し、かつ建設終了後半年以上継続し得ない。(6)株主により会計監査役が選任せられ、これは、帳簿の保存・記載に関し株主に報告する義務を負う。(7)登記吏制度は、会社機構に関する届出書類の保管による株主および公衆の閲覧可能・年次報告書の届出による会社の営業状態の確認・その内容の合法性の検査義務および追加報告請求権を通じて、公衆ならびに株主保護の機能を果す。(8)一九五六年法による特に重要な制度として、中央政府による検査官の任命の制度がある。これは、特別決議または裁判所の決定により義務的に会社内容を調査するものであり、株式ある会社では二百人の株主又は十分の一以上の議決権を有する株主、株式なき会社では五分の一以上の社員の請求により中央政府の命令によりなされるほか、登記吏が営業状態が不当である旨の記録を政府に提出した場合、或は政府自らも、詐欺的設立又は運営、あるいは公開事項の不備の場合にも調査を命じうる。社員による調査請求については、調査理由の証明をなし、千ルピーを超える担保を提供せねばならない。検査官の記録により、会社が訴を提起すべきことが公益に合致するときは、会社の名に

において訴を提起し、会社の負担を軽減するほか、犯罪的行為の訴追、あるいは政府が裁判所に対し解散の請求をなしうる。(9) 一〇〇名以上又は十分の一以上の株主は、会社理事者の不当行為に関する裁判所への申請をなすことができ、裁判所は、役員報酬・他の会社との取引・減資につき命令を発し得る。(10) 二百人を下らない社員又は株主、あるいは議決権の十分の一以上の株主の請求あるときは、少数株主保護および不当経営防止のため中央政府自ら取締役を選任しうる。

社債には、登録式社債・持参人式社債、償還社債・非償還社債・担保付社債・無担保社債の別があるほか、転換社債がある。社債発行は取締役会の決定によるが、払込資本の総額および任意積立金 (free reserve) の額を超えない。

(四) 外国会社 外国会社は、インドに営業所設置後一年内に、(1) 外国における会社本店の完全なる所在地、(2) 取締役および秘書役の国籍表、(3) 会社のため訴状その他の書類受理の権限を有するインドに居住する一人以上の者の氏名および住所、(4) インドにおける主たる営業所の所在地、(5) 英訳せられた会社の基本的定款および付属的定款の認証せられた謄本を登記吏に届出であることを要する。

(四) パキスタン

パキスタン会社法は、パキスタン独立当時の一九四七年当時のインド会社法を一九四七年の経過法によりパキスタン法としたものであるが、そのインド法は一九一三年のインド会社法に若干の修正を加えたものであり、更にそれは一九〇八年英国会

社法を範に採るといふ経過を辿っている。かかる立法経過からして、パキスタンにおいては英国判例が、自国判例と同一の権威あるものとして認められている。パキスタンの企業組織法としては、会社法の他に組合法がある。その主要なものは、私会社たる有有限会社と株式会社である。私会社たる有有限会社については、会社法二条一三項に規定せられるが、ビルマの私会社の規定と同じく、(1) 持分譲渡制限、(2) 使用者を除き五十名以下、(3) 持分又は社債の公募禁止、の特質を有する。公会社においては、三人以上の取締役および七人以上の株主を必要とするが、私会社は公会社の子会社である限り取締役を必要としない点においても異なる。

その他、株式会社の主要な特質としては、次のものがある。(1) 業務代理人 (managing agents) は二十年を超えて任命し得ない。(2) 業務代理人は、特別決議による承認なき限りその地位を譲渡し得ない、(3) 株主総会の招集を要する、(4) 貸借対照表及び計算帳簿は一定の資格をもつ登録せられた会計監査役の監査を受ける、(5) 計算書類は株主の閲覧に供するほか、議案となる総会前十四日前に監査報告書と共に各株主に送付せねばならない、などがある。

株式発行については、その対価につき、現物・暖簾・技術が許されることはインドと同様であるが、その評価については、一九四七年の株式発行法 (the Capital Issues Act) による制限を受けることに留意すべきである。少数株主保護については、原則的には英国法と同一であり、特に会計監査役については、

第一四四条に英国法類似の規定を設けている。

(f) 外国会社 外国会社については、会社法第二七七条、二七七条(a)(b)(c)(d)に規定がある。第二七七条は、要するに登記吏に対する、定款および経理または営業の重要な状態を知らしめる書類の届出を命ずるものであり、第二七七条(a)乃至(d)は、パキスタンにおける株式又は社債の売出に関する要件、即ち、目論見書の要件・個別勧誘の禁止・会社財産に対する担保設定の登記吏への届出等を規定する。第二七七条(e)は、会社財産の管理者の選任の登記に関する。

(註) 以上の紹介は、タイについては Kwang Lim Kon, シンガポールについては U Than Aung, マレーシアについては Arturo Monzon, インドネシアについては R.A. Narayanan, パキスタンについては Khalid M. Ishaque 各教授の叙述による。